

学習院大学・学習院女子大学・日本女子大学・立教大学・早稲田大学学生交流に関する覚書

学習院大学、学習院女子大学、日本女子大学、立教大学及び早稲田大学は「学習院大学・学習院女子大学・日本女子大学・立教大学・早稲田大学大学間交流に関する協定書」に基づき、互恵の精神を以って相互に多様な授業科目を開放し、学生が相互履修することについて、本覚書を締結する。

1. 受入

各大学は、協定大学の学生が指定された授業科目の履修を希望するときは、協定に基づき当該学生を受け入れることができる。

2. 受入学生の身分

各大学は、前項によって受け入れた学生を、特別聴講学生と称する。ただし、受入大学において別に定める場合はこの限りでない。

3. 対象者

各大学に在学する2年次以上の学部学生を対象とする。

4. 受入学生数

この協定により各大学が受け入れる特別聴講学生数は、5大学で協議の上決定する。

5. 個人情報提供及び保護

- (1) 各大学は、相互履修を希望する自大学の学生の学籍に関する必要情報を相互に提供するものとする。
- (2) 前項により得た情報は、5大学間学生交流に関する目的以外に使用してはならない。

6. 履修期間

特別聴講学生の履修期間は、当該学生の履修科目に必要と定められた期間とする。

7. 履修科目の範囲および単位数

- (1) 各大学の提供科目数は、5大学で協議の上調整する。
- (2) 各大学は、それぞれの大学が開講する科目のうち特別聴講学生が履修できる授業科目を提供科目として選定し、相互に通知する。
- (3) 各提供科目毎の特別聴講学生受入人数は、当該科目を設置する大学の定めるところによる。
- (4) 特別聴講学生が同一年度内に履修できる単位数の上限は、5大学で協議の上決定する。

8. 申請及び承認手続き

特別聴講学生として授業科目の履修を希望する学生は、定められた期間に所定の申請手続きをとり、学生を受け入れる大学の許可を得るものとする。

9. 履修方法・成績評価等

- (1) 特別聴講学生の履修方法、成績評価等については、当該科目を設置する大学の定めるところによる。
- (2) 特別聴講学生が修得した単位の認定に関わる事項は、学生の所属大学が定めるところによる。

10. 図書館の相互利用に係る便宜

各大学は、特別聴講学生の勉学に資するため、特別聴講学生の大学図書館の利用に関して配慮するものとする。

11. 施設・設備利用の便宜

前条によるほか、特別聴講学生が提供科目を履修するに際し、当該科目を設置する大学の施設及び設備の利用が必要と認められる場合には、特別聴講学生に対し、当該大学の定めるところによりその利用について便宜を図るものとする。

12. 学費等

- (1) 各大学は、特別聴講学生の授業履修に係る授業料等については、これを相互に免除するものとする。
- (2) 授業の履修に必要な実験・実習費等特別な経費については、当該授業科目を設置する大学の定めるところによる。

13. 協議

本覚書に定めるもののほか、協定の実施に関する必要事項は、5大学の協議により定める。

14. その他

- (1) 本覚書の改廃は5大学の協議を経て行う。
- (2) 本覚書は2001年4月1日から施行し、2004年3月31日まで有効とする。ただし、有効期限の6か月前までに申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。